肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録（更新）手数料納付の流れ

納付区分		申請者	申請窓口（農業技術課）	納付窓口（会計総務課）
現金による納付		① 「申請書＋手数料（現金）」を持参提出	② 申請窓口経由 手数料額を確認し、確認済印を押印	③ 手数料支払い レジスターで支払日、手数料名、支払額が印字されます。 ④ 申請書を窓口に提出
			⑤ 申請書の受理・審査 ⑥ 登録証の送付	
納付書による納付	県内指定金融機関又は全国の広島銀行・みずほ銀行・三井住友銀行等で支払ができる申請者	① 納付書の送付依頼 ③ 納付書により金融機関で支払い、申請書に**払込証明書**を添付し提出	② 納付書（金融機関用）の送付 ④ 申請書の受理・審査 ⑤ 登録証の送付	
	コンビニでの支払 ※県内の金融機関で支払いができない申請者に限る	① 納付書の送付依頼 ③ 納付書によりコンビニで支払い、申請書に**領収書**と**納入届**を添付し提出	② 納付書（コンビニ用）の送付 ④ 申請書の受理・審査 ⑤ 登録証の送付	

納付書で支払える金融機関

金融機関名	支払いの可否
広島銀行 みずほ銀行 三井住友銀行等	全国の店舗で可
各銀行（ゆうちょ銀行、三菱 UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行以外）、各信用金庫、朝銀西信用組合、広島市信用組合、広島県信用組合、両備信用組合、備後信用組合、広島県信用農業協同組合連合会、広島県信用漁業協同組合連合会、各農業協同組合、労働金庫	広島県内の店舗のみ可